

大学祭総部規約

第1章 総則

第1条 本総部は関西学院大学大学祭総部と称する。

第2条 本総部は大学祭の安定した運営のもとで関西学院大学の発展に貢献するため、毎年大学祭を開催することを目的とし、関西学院大学学生の自治意識の高揚を目指す。

第3条 本総部は第2条の目的を達成するために、主に次の活動を行う。

- ・ 大学祭開催の提起
- ・ 大学祭実行委員会発足及び解散の大学への報告
- ・ 学生連盟代議員総会及び代表者会議への参加

第2章 組織・役務

第4条 本総部の入会資格は関西学院大学学生がこれをもつ。

第5条 本総部は最高議決機関として総会を設ける。また、総務部、経理部の各部及び大学祭実行委員会及び諮問委員会を設ける。

第6条 1. 本総部には次の役員を置く。総部長、渉外副総部長、経理部長、諮問委員会委員長の各1名。

2. 総部長の選出は互選によるものとする。

3. 渉外副総部長、経理部長は総部長の任命によるものとする。

4. 諮問委員会委員長は総部長が兼任する。

5. 本総部役員の任期は2月1日より翌年1月31日迄の一年間とする。

第7条 総部長は本総部を代表し、会務を統括する。

第8条 渉外副総部長は学内他団体との交渉にあたる。

第9条 経理部は本総部の会計に当たる。

第10条 大学祭実行委員会は大学祭の運営業務を行う。運営業務に関する決裁権と予算を別にもつ。

第11条 諮問委員会は大学祭実行委員会の支援及び助言を行う。

第3章 大学祭開催

第12条 本総部は大学祭開催の提起を行う。

第13条 開催提起は公示にて行う。

第14条 異議申し立ては全関西学院大学学生の8分の1によって、本総部の定める期間内にこれを受け付ける。

第15条 異議申し立てを受け付けた場合、総部長は原則7日以内に決裁を行う。

第4章 会計

第16条 本総部の経費は大学からの助成金、その他をもってこれに充てる。

第17条 前年度の余剰金は翌年度の予算にこれを組み入れる。

第18条 1. 本総部の会計監査は経理部と実行委員会の相互監査にてこれを行う。

2. 本総部の会計の承認・報告は学生連盟代議員総会において行う。

第19条 本総部の会計年度は4月1日から3月31日迄とする。

第5章 総会

第20条 本総部は最高議決機関として総会を設ける。

第21条 総会は原則年4回以上開催される。

第22条 総会は総部長の召集によって開催される。また、本会会員の5分の1以上の発議があった場合に総部長はこれを召集する。

第23条 総会は次の事項を審議する。

- ・ 総部長の選出及び役員の承認

- ・その他役職及び機関の設置
- ・予算及び決算の承認
- ・本総部内での提起案の承認
- ・その他重要事項

第24条 総会の本総部員の過半数の参加により成立し、出席した本総部員の過半数の賛成で議決される。

第25条 渉外副総部長を議長として、また経理部長を書記として置く。

第6章 大学祭総部総部長選挙・大学祭実行委員会委員長選挙

第26条 大学祭総部総部長選挙及び大学祭実行委員会委員長選挙の管理は大学祭選挙管理委員会が行う。

第27条 大学祭選挙管理委員は総会において3名選出される。

第28条 大学祭選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によって選出される。

第29条 本総部役員及び立候補者は大学祭選挙管理委員を兼ねることができない。また、大学祭選挙管理委員は総部長及び大学祭実行委員会委員長に立候補することができない。

第7章 規約改正

第30条 本規約の改正は総会出席者の4分の3以上の賛成によって発議が成立し、その後全関西学院大学学生の50分1の賛成を得た場合のみ行われる。

第31条 改正した規約は可決直後から発効する。但し、施行日時が定められている場合、これに従う。

第8章 補則

第32条 1. 本規約は平成7年6月26日からこれを施行する。

2. 本規約は平成28年4月1日からこれを改正施行する。

3. 本規約は令和2年2月1日からこれを改正施行する。

第33条 本総部の顧問として関西学院大学学生生活動支援機構副機構長(学生部長)がこれにあたる。

第34条 本総部の細則は別にこれを定める。

第9章 大学祭実行委員会

第35条 大学祭実行委員会は当日の運営にかかわる業務を行う。

第36条 大学祭実行委員会は大学祭実行委員会委員長の下統括される。

第37条 大学祭実行委員会は年2回以上総会を開催する。

第38条 総会は原則当年度の大学祭実行委員会が出席条件を定めることが出来る。

第39条 総会は次の事項を扱う。

- ・予算の開示
- ・決算の報告
- ・当年度大学祭実行委員会の解散の報告
- ・その他重要事項

第40条 大学祭実行委員会は当年度の活動を纏めた総括を関西学院大学に提出する。

第10章 諮問委員会

第41条 諮問委員会は大学祭実行委員会の業務に対し、支援及び助言を行う。

第42条 諮問委員会委員は原則大学祭総部4年生がこれを担う。

第43条 諮問委員会は大学祭実行委員会に対し決定権を持たない。

大学祭総部規約に関する細則

本細則は本総部の機関・会務について定めるものである。

第2章・第7条に関する補足

【公示】

1. 総部長は以下の事項を公示しなければならない。
 - ・ 本総部に入退部した学生
 - ・ 大学祭開催の提起
 - ・ 大学祭の開催決定または大学祭開催の提起の取り下げ
 - ・ 実行委員会の組閣、解散について
2. 公示は学内4箇所以上にて行う。また、期間は一週間とする。